

4回目の新型コロナワクチンの接種について

現在、町の新型コロナワクチン接種事業においては4回目接種を進めており、60歳以上の方で3回目接種日から5ヶ月以上経過した方から順に接種券を送付しています。

新型コロナワクチンの4回目接種の対象者

- ① 60歳以上の方（3回目接種から5カ月経過した方）
- ② 18歳以上60歳未満（3回目接種から5カ月経過した方）で、

- ・基礎疾患を有する方（※）
 - ・その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと認められた方
- 基礎疾患を有する方等で4回目接種を希望する方につきましては接種券発行の申請が必要です。**
詳しくは、保健福祉課新型コロナ対策係までご連絡ください。



※ 基礎疾患を有する方の範囲

(1) 以下の病気や状態の方で、通院または入院している方

1. 慢性の呼吸器の病気
2. 慢性の心臓病（高血圧を含む）
3. 慢性の腎臓病
4. 慢性の肝臓病（肝硬変等）
5. インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病または他の病気を併発している糖尿病
6. 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く）
7. 免疫の機能が低下する病気（治療緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む）
8. ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
9. 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
10. 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障がい等）
11. 染色体異常
12. 重症心身障がい（重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態）
13. 睡眠時無呼吸症候群
14. 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または、自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障がい（療育手帳を所持している場合）

(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方

BMI 30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg

※ 申請は自己申告で**医師の診断書は不要**です。ご自身が該当するかどうか不明な場合は、必要に応じてかかりつけ医などに相談してください。

新型コロナウイルス抗原検査キット配布事業について

新型コロナウイルス感染症の感染に不安を感じる町民の方が速やかに簡易検査を行えるよう、また、日頃から新型コロナウイルスに対する感染予防の意識を高め、町内における感染拡大を最小限にすることを目的に、希望者に抗原検査キットを配布します。

1. 配布対象者

感染の不安を感じる町民で、以下に該当する方です。

- ・無症状の方（咳・喉の痛み・鼻水・発熱などの熱症状のない方）
- ・濃厚接触者ではない方

2. 申請および配布方法

抗原検査キットの配布を希望する方は下記の場所にて申請いただきその場でお渡しいたします。検査キットの配布は、**1人につき2セット**です。

- ・役場保健福祉課新型コロナ対策係窓口
- ・町内各出張所

3. 事業実施期間

令和4年7月1日～令和5年2月28日

4. 留意事項

- ① 風邪の症状や発熱などがある場合は、抗原検査キットは使用せず、速やかに医療機関で受診してください。
- ② 検査の結果が陽性であった場合は、速やかにかかりつけ医もしくは北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター（☎0120-501-507）へご相談ください。

※ **検査の結果が陰性であってもそれを確定するものではなく、体内のウイルス量が少ない場合は、偽陰性（感染している状態でも検査結果が陰性となること）である可能性がありますので、引き続き感染予防対策に取り組む必要があることをご理解ください。また、今回の検査結果を陰性の「証明」として扱うことはできません。**



※抗原検査キット（2セット配布します）

問い合わせ先 役場 保健福祉課 新型コロナ対策係 電話 73-2014